

# 戸籍関係謄抄本交付申請書(郵送請求用)

令和 年 月 日

国頭村長 様

下記のとおり申請します。

記

市町村取扱使用欄		
① 本 籍	沖縄県国頭郡国頭村字 番地	
② 筆頭者の氏名	フリ ガナ 氏 名 :	抄本,附票一部,身分証明書の場合必要な人の氏名・生年月日
	生年月日 : 年 月 日	フリ ガナ 氏 名 : 生年月日 : 年 月 日
③ 必要なもの	(1)全部事項証明書(戸籍謄本) _____通	(2)除籍謄本 _____通
	(3)個人事項証明書(戸籍抄本) _____通	(4)改正原戸籍(謄本・抄本) _____通
	(5)【相続】必要な人の名前 _____の出生から死亡までのすべての戸籍 _____セット	
	(6)必要な人の名前 _____の _____から _____までの戸籍 _____セット	
	(7)附票 (全部・一部) { 本籍記載 (□有 □無) 筆頭者氏名記載 (□有 □無) 在外選挙人名簿登録情報記載 (□有 □無) } _____通	
(8)身分証明書 _____通	(9)その他 ( ) _____通	
④ 使用目的	※附票請求の際、必要な住所の範囲を記入してください。(〇〇の住所から〇〇の住所まで繋がる附票 など)	
申 請 者	住 所	
	氏 名	⑥※自署もしくは記名・押印
	電 話 番 号 (日中連絡がとれる番号)	②の人との続柄 ( )
送 金 額	円	証明料が不足する場合は不足額をご案内し、請求させていただきます。 証明手数料におつりが発生した場合は切手でお返します。

※太枠の中をご記入ください

※注意※

- 1)本籍、筆頭者を正確に記入されていない場合は、戸籍をお出しできない事があります。  
あらかじめ、本籍入りの住民票などをご確認ください。(筆頭者の方が亡くなられても戸籍の筆頭者は変わりません)
- 2)謄本とは戸籍に記載されている全部の人、抄本とはその一部の人を写したものです。
- 3)附票を請求される方は、必要な住所の範囲を④欄に記入してください。

**【本人確認書類の写し】 1点で良いもの：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード 等**

**2点必要なもの：保険証、年金手帳(証書)、介護保険証、学生証、生活保護受給証明書 等**

※裏面に貼付もしくはそのまま同封してください。

※申請者の住所と免許証等の住所が違う場合は、移転したことを証明する公的書類(住民票など)をお送りください。

# 郵送で戸籍等を請求する場合

平成 20 年 5 月 1 日から本人確認書類の写しを同封してもらいます。

## ●申請書による郵送依頼

「戸籍関係謄抄本交付申請書(郵送請求用)」に記入して郵送してください。

「住民票・戸籍附票等の請求書(窓口・郵送請求用)」に記入して郵送してください。

## ●便せん等を書いて、郵送依頼する場合の記入事項

- (1)本籍地の番地(住民票の場合は現住所を記入)
- (2)筆頭者氏名及び生年月日(住民票の場合は世帯主氏名及び生年月日を記入)
- (3)必要なもの[例:戸籍謄本、住民票抄本 等](抄本の場合は必要な方の名前及び生年月日も)
- (4)必要枚数
- (5)使用目的
- (6)申請者の氏名・押印・住所・電話番号

## ◎上記と一緒に同封してもらうもの

- (1)本人確認書類 Aの書類1点もしくはBの書類2点の写し

A:(個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、住基カード、在留カード 等 顔写真付きの書類)1点

B:(保険証、年金手帳、年金証書、医療受給者証、社員証、学生証、生活保護受給証明書 等)2点

- (2)手数料分の郵便小為替(郵便局で購入。6か月以内に発行されたもの)※期限切れは返送しず

手数料1件につき	戸	籍	450円
	除	籍	750円
	改正原戸籍		750円
	身分証明書		200円
	住民票		200円
	附	票	200円

- (3)住所・氏名・切手を貼った返信用封筒

※返信宛先は申請者の現住所のみ有効。職場等には郵送できません。

### 《郵送で請求する場合の注意》

本村は沖縄県国頭郡国頭村です。国頭郡の他町村へ請求すべき郵送請求の誤送達が見受けられます。

(例:国頭郡大宜味村、国頭郡本部町など)このような場合、原則として返送します。

国頭郡〇〇町村役場への請求が正しいです。

戸籍を請求する前に本籍地・住所を今一度ご確認の上、ご請求くださるようお願いいたします。

### 問合せ先・送付先

〒905-1495

沖縄県国頭郡国頭村字辺土名121番地

国頭村役場 住民課 宛

TEL:0980-41-2142

FAX:0980-41-2914

←郵送請求の際、切り取って宛名としてご利用ください。